# 別紙 1

# 新旧対照表

# 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

旧	新
茨城県、栃木県 <u>、群馬県</u>	茨城県、栃木県

### 3 構造改革特別区域の範囲

旧

新

水戸市、下館市、結城市、笠間市及びひ たちなか市並びに茨城県東茨城郡茨城 町、小川町、美野里町、内原町及び大洗 町、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、 那珂郡東海村及び那珂町、真壁郡関城町、 大和村及び協和町、結城郡八千代町、猿 島郡総和町及び境町並びに宇都宮市、足 利市、栃木市、佐野市、小山市及び真岡 市並びに栃木県河内郡上三川町、芳賀郡 二宮町、下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟 町及び都賀町、安蘇郡田沼町及び葛生町 並びに高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田 市及び館林市並びに群馬県佐波郡赤堀町 及び東村、新田郡新田町及び藪塚本町及 び邑楽郡邑楽町の全域並びに日立市、常 陸太田市、常陸大宮市及び前橋市の区域 の一部(旧日立市、旧常陸太田市、旧久 慈郡金砂郷町、旧那珂郡大宮町及び旧前 橋市)

水戸市、結城市、笠間市及びひたちなか 市並びに茨城県東茨城郡茨城町、小川町、 美野里町及び大洗町、西茨城郡友部町<u>及</u> び岩間町、那珂郡東海村、結城郡八千代 町、猿島郡境町並びに宇都宮市、足利市、 栃木市、佐野市、小山市及び真岡市並び に栃木県河内郡上三川町、芳賀郡二宮町、 下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟町及び郡 賀町の全域並びに日立市、<u>古河市、</u>常陸 太田市、常陸大宮市、<u>那珂市、筑西市、</u> 桜川市の区域の一部(旧日立市、<u>旧猿島</u> 郡総和町、旧常陸太田市、旧久慈郡 郷町、旧東壁郡関城町、大和村及び協和 町、旧西茨城郡岩瀬町)

### 4 構造改革特別区域の特性

### 4-1 区域の概況

広域連携物流特区は「首都圏における 新たな物流拠点の形成」をねらいとして おり、その区域は北関東3県(茨城県、 栃木県、群馬県)にまたがるが、大きく は常陸那珂港を中心とした港湾地域と北 関東自動車道沿線地域を中心とする内陸 物流拠点に分けられる。

旧

4-2 北関東自動車道沿線地域を中心とする内陸物流拠点

(略) 栃木県では真岡第<u>四</u>工業団地、 インターパーク宇都宮南、(略)

4-3 常陸那珂港を中心とした港湾地域

### (1)常陸那珂港

(略) 平成7年には中核国際港湾に位置づけられている。

4 - 4 区域での物流における課題(略)

、インランドデポや保税蔵置場等内陸物 流施設の利用拡大等を<u>3県共同で</u>推進し ていく必要がある。

#### 4-1 区域の概況

広域連携物流特区は<u>北関東3県(茨城県、栃木県、群馬県)における</u>「首都圏における新たな物流拠点の形成」をねらいとしており、その区域は大きくは常陸那珂港を中心とした港湾地域と北関東自動車道沿線地域を中心とする内陸物流拠点に分けられる。

新

4-2 北関東自動車道沿線地域を中心とする内陸物流拠点

(略)、栃木県では真岡第<u>4</u>工業団地、 <u>真岡第5工業団地、</u>インターパーク宇都 宮南、(略)

4 - 3 常陸那珂港を中心とした港湾地域

### (1)常陸那珂港

(略) 平成7年には中核国際港湾に位置づけられている。

また、常陸那珂港の背後地に整備された港湾関連用地(A地区10ha、B地区15.7ha)において、港湾利用企業の進出が進んでいるが、現在、新たな港湾関連用地(C地区期:17.3ha)を造成中であり、H18年度中に公募を行う計画である。

4 - 4 区域での物流における課題 (略)

、インランドデポや保税蔵置場等内陸物 流施設の利用拡大等を推進していく必要 がある。

# 6 構造改革特別区域計画の意義

5 - 3 重量物輸送効率化事業の活用 常陸那珂港の背後地に新たな港湾関	IΒ	新
連用地(C地区 期:17.3ha)を造成中であり、H18年度中に公募を行う計画である。 同港湾関連用地と港頭地区間において、原材料・製品の陸上輸送ロットの大型化を実現することにより、船底型またはスタンション型等の規制緩和車両(特例8車種)を中心とした車両により重量物を取り扱う建設機械産業や素材加工産業等の新規立地を促し、低コストで大量輸送が可能な海上輸送へのシフトを図ることが可能となる。 平成15年に車両総重量規制の全国的な規制緩和が行われたところであるが、当該特例措置による一歩進んだ規制緩和を公募の優遇措置とすることにより、公募用地の魅力を高め、また他		常陸那珂港の背後地に新たな港湾関連用地(C地区期:17.3ha)を造成中であり、H18年度中に公募を行う計画である。 同港湾関連用地と港頭地区間において、原材料・製品の陸上輸送ロットの大型化を実現することにより、船底型またはスタンション型等の規制緩和車両(特例8車種)を中心とした車両により重量物を取り扱う建設機械産業や素材加工産業等の新規立地を促し、低コストで大量輸送が可能な海上輸送へのシフトを図ることが可能となる。 平成15年に車両総重量規制の全国的な規制緩和が行われたところであるが、当該特例措置による一歩進んだ規制緩和を公募の優遇措置とすることにより、公募用地の魅力を高め、また他港との差別化により常陸那珂港の優位

### 6 構造改革特別区域計画の目標

IΒ 新

### 6-1 目標

### (1)「広域連携物流特区」の目標

常陸那珂港を中心とする港湾地域と北 ・栃木・群馬の3県が共同で物流拠点の 形成とネットワーク化を促進することに より、(略)

6-2 「広域連携物流特区」の3つの ねらい

(略)を基本目標に、<u>茨城県、栃木県及</u> び群馬県の3県が連携し、規制緩和措置 | やその他の関連事業を活用して総合的に 施策の推進を図っていく。

(2)ひたちなか地区や内陸部(茨城県 ・栃木県・群馬県)における産業集積の 促進

#### (略)

このため、企業ニーズを踏まえた立地 規制の緩和や保税蔵置場の設置要件の緩 和を図るとともに、当地域のポテンシャ ルを生かし首都圏全体を見据えた物流拠 点づくりを進めていく。

#### 6 - 1 目標

### (1)「広域連携物流特区」の目標

常陸那珂港を中心とする港湾地域と北 関東自動車道沿線地域等において、<u>茨城</u> | 関東自動車道沿線地域等において、物流 拠点の形成とネットワーク化を促進する ことにより、(略)

> 6-2 「広域連携物流特区」の3つの ねらい

(略)を基本目標に、規制緩和措置やそ の他の関連事業を活用して総合的に施策 の推進を図っていく。

| (2)ひたちなか地区や内陸部(茨城県 ・栃木県・群馬県)における産業集積の 促進

### (略)

このため、企業ニーズを踏まえた立地 規制の緩和や保税蔵置場の設置要件の緩 和、車両総重量に係る規制の緩和等によ る陸上輸送の効率化を図るとともに、当 地域のポテンシャルを生かし首都圏全体 を見据えた物流拠点づくりを進めていく。

# 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

IΒ	新
特区推進による具体的な効果(略)	新 特区推進による具体的な効果 (略) 重量物輸送効率化事業による立地促進、コスト削減等 常陸那珂港の後背地に新たな港湾関連 用地(C地区 期:17.3ha)を造成中であり、H18年度中に公募を行う計画である。 同港湾関連用地と港頭地区間において、原材料・製品の陸上輸送ロットの大型化を実現することにより、重量物を取り扱う建設機械産業や素材加工産業等の新規立地を促し、低コストで大量輸送が可能な海上輸送へのシフトを図ることが可能となる。 当該企業の進出により、建設機械等の重量物を輸送する専用船(RORO船)等の常陸那珂港への入港が1~2便/月増となることが見込まれる。 陸上部分について具体的な輸送が決まっていない現段階で(データ等を用いて)効果を計ることはできないが、1回の輸送量が増えることにより輸送回数を減らすことができ、事業者の経済的負担を軽減できるともに、CO2排出量を抑えることができる。

# 別紙7

# 新旧対照表

## 8 特定事業の名称

旧	新
706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業	1205(1214) 重量物輸送効率化事業
1204 自動車の回送運行時における仮ナン バー表示の柔軟化事業	

9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連 する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

IΒ 新 (略)活用するほか、特定事業に関連す (略)活用するほか、特定事業に関連す る事業や3県が必要と認める様々な取組 る事業を一体的に実施していくこととし、 <u>についても、</u>一体的に実施していくこと (略) とし、(略) (1)港湾の国際競争力の強化 (1)港湾の国際競争力の強化 効率的で使いやすい港の実現 効率的で使いやすい港の実現 常陸那珂港においては、(略)、効 常陸那珂港においては、(略)、効 率的で使いやすい港の実現を目指し 率的で使いやすい港の実現を目指し ていく。 ていく。 ・自動車の回送運行時における仮ナン バー表示の柔軟化事業【全国で実施】 自動車専用船から陸揚げされた自 動車の駐車場等への回送又は自動車 専用船に積み込むための主に自動車 の回送の用に供されている道路のう ち指定された区間において、回送運 行許可番号標(仮ナンバー)の使用 を可能とすることにより、自動車回 送作業の効率化を図る。 (2)ひたちなか地区や内陸部(茨城県 (2)ひたちなか地区や内陸部(茨城県 ・栃木県・群馬県)における産業 ・栃木県・群馬県)における産業 集積 集積 (略)として位置づけ、3県及び関係市 (略)として位置づけ、様々な規制緩和 町村がより協力に事業を推進するととも 措置の活用や(略) に、様々な規制緩和措置の活用や(略)

IΗ 新 活用を予定している規制緩和措置の項目 活用を予定している規制緩和措置の項目 (略) (略) 距離基準の延長による保税蔵置場の 設置促進事業【全国で実施】 保税蔵置場の設置基準として定め られていた距離基準(管轄税関官署 からの路程距離)を延長することに より、保税蔵置場の設置を促進する。 関連事業等 関連事業等 ア 新たな物流ルート構築を目指す物流 ア 新たな物流ルート構築を目指す物流 ・産業拠点整備事業の促進 ・産業拠点整備事業の促進 (略) 常陸那珂港湾関連用地の整備促進(茨 常陸太田工業団地の整備促進 (略) 城県) ・所在地:ひたちなか市 ・面積:17<u>.3ha(C地区期)</u> ・事業主体:茨城県(港湾管理者) ・常陸那珂港に至近距離という好アクセ スを背景に、同地区と港頭地区間にお いて、原材料・製品の陸上輸送ロット の大型化を実現することにより、重量 物を取り扱う建設機械産業や素材加工 産業等の企業誘致を図る。 常陸太田工業団地の整備促進 (略) (以下、番号を一つ順送り。) 那珂整備工業団地の整備促進(茨城県) 那珂整備工業団地の整備促進(茨城県) · 所在地:那珂町 · 所在地:那珂市 (略) (略) 内原駅北土地区画整理事業の整備促進 内原駅北土地区画整理事業の整備促進 (複合型商業交流施設整備等) (複合型商業交流施設整備等) ・所在地:内原町 ・所在地:水戸市 (略) (略)

IΒ

新

岩瀬工業団地の整備促進(茨城県)

・所在地:岩瀬町

(略)

\_\_下館第一・第二工業団地の整備促進 (茨城県)

・所在地:<u>下館市</u>

(略)

<u>下館市</u>嘉家佐和地区の整備促進(茨城県)

・所在地:<u>下館市</u> ・面積:173ha

・旧下館飛行場跡地である当地区において、産業業務系開発可能性について調査

・検討中。

検討体制:つくばウェストヒルズ開発

整備研究会(構成員:茨城県、下館市、関城町)

(略)

下館綜合卸センターの整備(茨城県)

・所在地:協和町

(略)

- <u>21</u>真岡第4工業団地の分譲促進(栃木県) (略)
- ・北関東自動車道<u>宇都宮</u>真岡IC(仮称) に近接するという(略)

24田沼工業団地の振興(栃木県)

・所在地:田沼町

(略)

25 その他岩舟町・都賀町<u>・葛生町</u>等における企業誘致の促進(栃木県)

(略)

岩瀬工業団地の整備促進(茨城県)

・所在地:桜川市

(略)

\_\_下館第一・第二工業団地の整備促進(茨 城県)

・所在地:<u>筑西市</u>

(略)

<u>筑西市</u>嘉家佐和地区の整備促進(茨城県)

・所在地:<u>筑西市</u> ・面積:173ha

・旧下館飛行場跡地である当地区において、産業業務系開発可能性について調査

・検討中。

検討体制:つくばウェストヒルズ開発 整備研究会(構成員:茨城

県、筑西市)

(略)

\_\_下館綜合卸センターの整備(茨城県)

· 所在地: 筑西市

(略)

<u>22</u>真岡第4工業団地の分譲促進(栃木県) (略)

・北関東自動車道真岡IC(仮称)に近接するという(略)

23 真岡第5工業団地の分譲促進(栃木県)

所在地:真岡市

面積:91.5ha

· 事業主体: 真岡市

<u>・北関東自動車道真岡IC(仮称)に接</u> する好立地条件の工業団地。

(以下、番号を一つ順送り。)

26田沼工業団地の振興(栃木県)

・所在地:<u>佐野市</u>

(略)

<u>ッ</u>その他岩舟町、都賀町等における企業 誘致の促進(栃木県)

(略)

IΗ

新

<u>26</u> 太田リサーチパークの整備促進(群 馬県)

(略)

団地内にぐんま産業高度化センター<u>があ</u>り、現在産業技術センターを建設中。

- <u>30</u> 赤堀・東・笠懸流通団地の整備(群馬県)
- ・所在地:<u>赤堀町、左波郡東村</u>、笠懸町
- ・<u>赤堀町</u>においては、赤堀地内に立地する16事業所で「赤堀流通センター協同組合」を設立。

イ 各種優遇策の実施等による輸出入 関連企業や物流企業等の計画的誘致

進出企業に対する税制面での特別措 置の実施(茨城県)

・工場等の新増設に係る法人事業税 (3年間)、不動産取得税の課税免 除

新規立地企業に対する補助金の交付 (栃木県)

<u>誘致企業に対する補助金の交付(平</u> 成19年度まで:前橋市)

新規立地企業に対する企業誘致促進 プログラムによる支援(群馬県)

・立地希望のある企業に対し、企業 ニーズを踏まえた「オーダーメイ

ド型」の支援策を提案

工業団地における分譲手法の拡大 (茨城県、栃木県、群馬県)

28 太田リサーチパークの整備促進(群馬 県)

(略)

団地内にぐんま産業高度化センター<u>や東</u> 毛産業技術センターがある。

- <u>32</u>赤堀・東・笠懸流通団地の整備(群馬県)
- ・所在地:伊勢崎市、笠懸町
- ・<u>伊勢崎市</u>においては、赤堀地内に立地する16事業所で「赤堀流通センター協同組合」を設立。

イ 各種優遇策の実施等による輸出入 関連企業や物流企業等の計画的誘致

進出企業に対する税制面での特別措 置の実施(茨城県)

・工場等の新増設に係る法人事業税 (3年間) 不動産取得税の課税免 除

新規立地企業に対する補助金の交付 (栃木県)

工業団地における分譲手法の拡大

・リース制度、割賦分譲制度の導入 (茨城県、栃木県)

企業ニーズに対応した、工区の分割、 分譲単価の低廉化(茨城県、栃木県) ΙĦ

新

・リース制度、割賦分譲制度の導入 企業ニーズに対応した、工区の分割、 分譲単価の低廉化<u>(茨城県、栃木県、</u> 群馬県)

(略)

(3)物流拠点を結ぶ利便性の高いアク セスの実現

関連事業等

北関東自動車道の早期整備の促進 (略)

組織:北関東自動車道建設促進期成同盟会

茨城県、栃木県、群馬県、東海村、ひたちなか市、水戸市、大洗町、 茨城町、内原町、友部町、笠間市、 岩瀬町、下館市、結城市、協和町、 宇都宮市、栃木市、佐野市、足利 市、真岡市、二宮町、上三川町、 石橋町、壬生町、都賀町、葛生町、 岩舟町、田沼町、前橋市、伊勢崎 市、太田市、赤堀町、佐波郡東村、 新田町、藪塚本町 他

(略)

3 県を結ぶ幹線道路である国道 5 0 号 の重点整備の促進

(略)

群馬県:前橋笠懸道路、赤堀橋 等

(略)

(3)物流拠点を結ぶ利便性の高いアクセスの実現

関連事業等

北関東自動車道の早期整備の促進 (略)

組織:北関東自動車道建設促進期成同盟会

茨城県、栃木県、群馬県、東海村、 ひたちなか市、水戸市、大洗町、 茨城町、友部町、笠間市、<u>桜川市、</u> <u>筑西市、</u>結城市、宇都宮市、栃木 市、佐野市、足利市、真岡市、二 宮町、上三川町、石橋町、壬生町、 都賀町、岩舟町、前橋市、伊勢崎 市、太田市 他

(略)

3 県を結ぶ幹線道路である国道 5 0 号 の重点整備の促進

(略)

群馬県:前橋笠懸道路 等

# 別紙 9

# 新旧対照表

# 別紙

IΒ	新
別紙(削除) 1 特定事業の名称 706 距離基準の延長による保 税蔵置場の設置促進事業 (略)	別紙 1 特定事業の名称
別紙(削除) 1 特定事業の名称 1204 自動車の回送運行時に おける仮ナンバー表示 の柔軟化事業	